

議案番号	件名
提案課名	内容
報告第3号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定)
税 務 課	<p>【改正趣旨】 地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要が生じたため、同年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例 土地に係る都市計画税の負担調整措置について【同条例付則第5項】 景気回復に万全を期すことを目的として、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%と固定資産税と同様に改正するもの。</p> <p>(2) その他関連規定の整備【三田市都市計画税条例第1条第1項から第3項、第15項及び第16項】 参照している地方税法の条項にずれが生じたことによって改正するもの。</p> <p>【施行期日】 令和4年4月1日</p>